

平成21年3月12日

会議録 審査内容

◇会議録

- 1 日 時 平成21年3月12日  
開会 16時08分 閉会 16時47分
- 2 場 所 幕別町役場5階会議
- 3 出席者 6名  
委員長 前川敏春  
副委員長 芳滝 仁  
委員 中橋友子 齊藤喜志雄 前川雅志 千葉幹雄  
議長 古川 稔
- 4 職務のため出席した議会事務局職員  
局長 堂前芳昭 課長 仲上雄治 係長 国安弘昭
- 5 傍聴者 谷口和弥、野原恵子、増田武夫 一般4人
- 6 審査事件 陳情第1号 「公契約に関する基本法の制定を求める意見書」の提出を  
求める陳情書  
陳情第3号 「所得税法第56条の廃止を求める意見書」採択についての  
陳情書
- 7 審査結果 陳情第1号 採択  
陳情第3号 継続審査
- 8 審査内容 別紙

委員長 前川 敏春

## ◇ 審 査 内 容

(16:08 開会)

○委員長（前川敏春） ただいまより、総務文教常任委員会を開会いたします。

先ず、今日の委員会はずいぶん付託された陳情2件あります。その陳情に対しての審査審議をしていきたいと思っております。

先ず初めに、陳情第1号、「公契約に関する基本法の制定を求める意見書」の提出を求める陳情書について審議をしたいと思っております。

この陳情について、内容について少しお目通しします。

若干時間を割いてですね、その内容についてお目通しをしていただきたいと思います。よろしいですか。

それでは質疑に入りたいと思っております。

これに関してご意見ございませんか。

芳滝委員。

○委員（芳滝 仁） この意見書の件につきましては、平成17年の産業建設委員会で同主旨の意見書が審議され、採択をされております。内容が少し、公契約法の制定については同じでありますけれども、制定に際しては、厚生労働の基準と、労働関係法等の二つ目の文言が新たに加わっているのが違うところがあります。そういうところで、内容からして問題のないことなんではないかなというような考えでございます。

○委員長（前川敏春） 他に。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 意見でよろしいんですね。公契約に関する基本法の制定は、求める動きというのはまだ、そうそう多くはないんですけども、全国で起きだしているということが一つと、それから、根拠になっているのが、4年前の国際批准、ILO条約の中で打ち出されていたということがあって、いろんな現状の公的な仕事に従事する者の条件の改善につながる一つの手法としてだされているというものというふうに理解をいたしました。

○委員長（前川敏春） 他にご意見ありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（前川敏春） それでは、それぞれご意見をいただいたわけなんですけども、今、この公契約に関する基本法制定を求める意見書については、それぞれ、ご意見が大体つくという中でございます。そういう中でですね、それでは、討論に入りたいわけなんですけど、反対討論される方いませんか。

（なしの声あり）

○委員長（前川敏春） 賛成討論ありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（前川敏春） それでは討論を省略させていただきます。

それでは直ちに、採決に入らせていただきます。

陳情第1号、「公契約に関する基本法の制定を求める意見書」の提出を求める陳情書について、賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員賛成）

○委員長（前川敏春） 全員一致で賛成であります。

それでは、陳情第1号、「公契約に関する基本法の制定を求める意見書」の提出を求める陳情書については、採択といたします。

それではですね、次に、陳情第3号、「所得税法第56条の廃止を求める意見書」採択についての陳情書を議題といたします。

若干時間を取りましてですね、お目通しをいただきたいと思います。

(16:20 暫時休憩)

(16:29 再開)

○委員長(前川敏春) それではですね、休憩を解いて会議を再開いたします。

それぞれお目通しも頂いただろうというふうに思います。

それではですね、「所得税法第56条の廃止を求める意見書」採択についての陳情書についての審査に入ります。

それでは質疑に入るわけでありまして、ご意見等がございましたら。

中橋委員。

○委員(中橋友子) 意見を申し上げたいと思います。

ここに書いてあります、所得税56条の廃止を求める意見書の陳情の要旨というところに書かれてある中身が、そのまま、廃止を求める理由としての位置づけられて述べられているというふうに理解をしているところです。

日本の税法は基本的には、能力に応じて税を払い、そして、個人に課せられるということから始まっているんですけども、この所得税法の56条を紐解いてみますと、歴史は大変古くて、戦後間もなくその法律が整備されていく中で、57条の以前にできたものだったんですね。それで、ここに書いてあるように、56条は家族経営の事業所等の中で、これが活用されてきたんですけども、経営者がいて、その奥さん、配偶者、あるいは子供さんたちと経営している場合にですね、この税法56条では、その家族の人たちが一緒に働いていても、本当は一緒に働いていれば、労賃は対価として支給されるものというふうになっているんですけども、この税の仕組みの中では、その配偶者の場合には86万円までの控除しかしませよ、それから、それ以外の方は50万までしかしませんよというふうになっているものですから、結果としては、その家族の労賃の対価がこれ以下で抑えられてきたという現実があるんですね。ただ、その後ろに57条があって、青色申告をやった場合には、そこが外されて認められるので、労賃対価としてきちっとお給料が払われているんですけども、以前、この部分が残っているがために、ここがこれを活用している事業家の家族はいまだ厳しい状況にあるという現実から、これはもうなくすべきじゃないかということですね。

それで、いまでも、資料がまわされましてね、特にこの税を扱うのは税理士会なんですが、そこが、例えば北海道は、全体でこれはなくすべきだという意見書を上げているということですね、それから、もう一つね、古いんですけども、こういった請願が国にも上げられているんですね。国会請願が。それで、第72回の国会でこの主旨の請願がだされて採択されていると。それなのに、実際に手くわえられないで、放置されてきた。簡単に帳簿をつければやれるから、置いておいた方がいいんじゃないかというような程度でね、置かれてきたというのが現実なんだと思うのです。

でも、実際にね、今、こういう税制は先進国の中で、残されているのは日本ぐらいで、フランスやドイツやどこでも、そこはきちっと家族であっても労働の対価というのは認め

る。つまり人権を認めるということですよ。そういうことで、進んできているのが、世界の趨勢でありますから、日本もこういった古い産物は、やっぱり目の前に出てきたときには、きちっと処理をして、そして、家族の労働も認めるような真っ当な税制度にしていくということが、大事だということで、出された陳情書というふうに理解をしているところです。

○委員長（前川敏春） この他にご意見。

前川雅志委員。

○委員（前川雅志） ただ今の中橋委員のお話はよく理解できるところであります。

しかしながら、この町内というか、日本の中で、配偶者なり、家族なりに86万円ですとか、50万円以上の、その少くない給料を支出している白色申告のこういった事業主がどれくらいいるか、つかめてはいないんですが、少くない給料なわけですから、逆に言わせていただきますと、きちんと会社として使った経費ですとか、その人件費ですとか、きちんと整理していくということが、正しい会社としてのあり方なんではないかというふうに思っているところでもありますので、そういったものは、青色申告ということでしたら、ここにも書いてありますけども、そういったところも、経費として見ていただけるということでもありますので、正しい会社の経営としては、そういうことが望まれるのかなというふうに思うところでもあります。しかし、調べてみたい所もありますので、許されるものであれば、少し時間をいただいて、もう少し、討論というか、時間をおいた議論をさせていただければありがたいなと思います。

○委員長（前川敏春） 今、前川雅志委員からですね、もう少し、いろいろ検討、また調べてみたいというご意見がございました。

そういうことであればですね、どういう判断に立ったらよろしいのかなということですが。

休憩を取ります。

(16:36 暫時休憩)

(16:38 再開)

○委員長（前川敏春） それでは休憩をとくまして会議を再開させていただきます。

それで、先ほど前川雅志委員の方からですね、今、いろいろそれぞれ、まだまだ資料、いろんな資料を見ながらですね、少し検討をしてみたいという意見がございました。

それですね、一応、今日は、この程度で止めたいといえますか、この程度に抑えておきたいと思います。

それですね、次回、19日のですね、3日目予算委員会が午後からなんですが、あれば、その後にもう一度委員会を開いて、この件について審査をしていきたいと思えます。

仮に予算委員会がなければですね、この総務常任委員会だけを開催させていただきます。

1時半くらいですか。それでですね、今日はこの程度に止めておきたいというふうに思えます。

それでですね、次にその他なんですが、所管事務調査項目についてということで、課長の方から、説明をいただきたいと思えます。

○議事課長（仲上雄治） 所管事務調査項目についてということで、資料をつけさせていただきました。これまでの事務分掌から、部、委員会に変更するというたたき台、あくま

でもたたき台ということで作ったものです。

これは、新たな事務が発生した時に、直ぐに対応できるようにを指すものです。

それで、実際に所管事務を決めるときにつきましては、例えば、今、新しい改正条例案で、各部を書いているんですが、例えば総務部に関する事項とという形になると、実際幅が広すぎてわからなくなりますので、実際の所管事務としては、例えば、社会教育に関する事項等、具体的な項目を決めていただきたい。それとですね、合わせまして、何か急に所管事務調査として、取り上げてもらいたい、あるいは取り上げたいという話題が出てきたときのためにですね、その他所管に関する事項というようなことをですね、できれば、毎回付け加えていただけると、さらに機能的に動けるのではないかとというようなこともありまして、あわせて検討いただきたいと思います。

○委員長（前川敏春） 今ですね、課長の方から、所管事務調査についての、説明がございました。総務常任委員会といたしましてもですね、今までは、それぞれ、各沢山の項目の中から拾い出して、それぞれ閉会中の審査項目を出してきたわけなんですけど、それでは、なかなか、ちょっとした手違いによって、審査項目に載っていないとかで、できない場合が今まで度々、私達の常任委員会もあったわけなんですけど、これからですね、新たに新しく条例を改正いたしましてですね、総務文教常任委員会の中の項目だけで、後は自由にそれぞれ閉会中であっても、それぞれ細かい項目に所管事務調査になるわけなんですけども、大枠の項目であれば、どこでもそれぞれ委員の話の中で、どの項目についても調査ができるという形になるだろうというふうに思います。

そういうことで、総務常任委員会といたしましてもね、それぞれ三常任委員会があるわけなんですけども、この常任委員会といたしましては、こういう条例改正はいいんでないかなと私も思っているわけなんですけど、委員の方はどうのご意見がありますか。

若干休憩します。

（16：44 暫時休憩）

（16：47 再開）

○委員長（前川敏春） それでは休憩をとして会議を再開いたします。

いずれにしても、各委員会の所管事務調査をやりやすくなるということですよ。

そういうことでよろしいですか。

（はいの声あり）

○委員長（前川敏春） 後、何かその他でございますか。

（なしの声あり）

○委員長（前川敏春） なければですね、以上を持ちまして、本日の総務文教常任委員会を閉会いたしたいと思います。

（16：47 閉会）